

讀賣テレビ放送株式会社の放送の再放送同意および大臣裁定について

CATV で放送を行う場合には、各放送事業者からの同意（「再放送同意」といいます）が必要であり、当社では開局以来すべての放送事業者からこの再放送同意を得て地上波、BS、CS の各放送を地域に発信しています。

しかし 2011 年の地デジ化を境に、讀賣テレビが地元民放局である四国放送への配慮等を理由に徳島県内の CATV 事業者に対しての再放送同意を拒否するようになりました。

○国策であるはずの地デジ化で視聴できるチャンネルが減ることはあってはならない

（アナログで視聴でき、デジタルで視聴できないのはおかしい）

○アンテナを上げれば視聴できるものが CATV で視聴できないことへの理由がない

○過去数十年にわたり視聴を続けてきた放送が地元局への配慮によって視聴できなくなるのは理由として受け入れられない

当社ではこれらを解消すべく、長年讀賣テレビをはじめ各団体との交渉を重ねてきましたが正式な同意を得ることができなかつたため、2011 年 6 月に総務省に対して大臣裁定（放送局に代わり国が放送を認めることができる制度）の申請を行いました。

しかし 2013 年 7 月に総務大臣から「北島町・松茂町での放送を認め、上板町の放送は認められない」という内容の裁定が出されました。

その後これに対する異議申立てを行いましたが高下されたため、2015 年 6 月に司法での判断を仰ぐべく、国に対し行政訴訟を起こしました。

その結果、2017 年 12 月には東京高等裁判所より「異議申立ての却下を取り消す」との判決が言い渡され、その後の国の上告も棄却となり 2018 年 9 月に判決が確定、当社の訴えが正式に認められました。

【東京高等裁判所平成 27 年（行ケ）34 号 平成 29 年 12 月 7 日判決】

【最高裁判所第一小法廷平成 30 年（行ヒ）第 147 号 平成 30 年 9 月 6 日決定】

当社は判決に基づき 2019 年 2 月より再び大臣裁定を求めてきましたが、その過程において讀賣テレビから上板町も含めて任意に再放送同意を出すとの意思表示があったため、今後手続きを進め正式な再放送同意を取得する運びとなりました。

これにより当社のサービスでは 2011 年以後現在まで「係争中の暫定措置」として讀賣テレビの視聴が可能となっていましたが高下されたため、今回の手続きを経て再放送同意を取得することで今後正式に讀賣テレビの放送を継続できることとなりました。

当社としましては、今回の結果は当社のみならず地域の方々のこれまでの要望が正当に評価、判断された結果であると受け止めております。この度の結果と意義を踏まえ、今後も当社では引き続き加入者の皆様をはじめ地域の方々のために尽力を続けてまいりますので、今後とも何卒ご支援の程よろしくお願いいたします。

2021 年 3 月

株式会社ひのき（キューテレビ）